

令和元年台風第15号千葉県災害義援金の募集について

令和元年9月8日に首都圏を直撃した台風15号の影響により、千葉県内において広範囲にわたる停電や断水等の甚大な被害が発生し、県下41市町に災害救助法が適用されました。

この災害で被災された方への支援のため、妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた義援金は配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

記

1. 義援金の受付

①義援金の名称「令和元年台風第15号千葉県災害義援金」

②受付期間 令和元年12月30日(月)まで

2. 受付場所

・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口

・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所

・妙高高原支所 1階 社会福祉協議会妙高高原支所

※領収書が必要な場合は、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)

妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階

電話 0255-72-7660